

動力消防ポンプ設備の設置等に関する指導基準

(趣旨)

第1 この基準は、動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関し、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2 動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によるものとする。

- (1) 設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とする。
- (2) 雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置する。

(水源)

第3 水源は屋内消火栓設備の設置等に関する指導基準第2-1（（4）を除く。）に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によるものとする。

- (1) 地盤面から落差5メートル未満の場合は、水源の下端から0.5メートル以内の部分は有効水量に含めない。
- (2) 地盤面から落差5m以上ある場合は、落差4.5 m以内の部分の有効水量とする。
- (3) 吸管投入孔を設ける場合は、直径60センチメートルの円が内接することができる大きさ以上とする。

(器具)

第4 器具については、次によるものとする。

- (1) 吸管は、前記、第3の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとする。
- (2) ホースは、動力消防ポンプの規格放水量に基づき、令第20条第4項第1号の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる本数（20メートルホース5本以上）を設ける。

(表示)

第5 表示については、次によるものとする。

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示する。
- (2) 水源の付近には次の表示をすること。
 - ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ容易に判別できる文字で表示すること。なお、消防用水と兼ねるものは、消防用水、採水口の標識により表示をする。
 - イ 第3-1-(3)の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋付近に「吸管投入孔」と表示をする。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から適用する。